

一般社団法人 北海道民営苗畑共済会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道民営苗畑共済会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、森林造成の基盤をなす造林事業に要する指定樹種の苗木の計画生産と苗木の安定供給の推進を図り、本道森林の保続培養と森林生産力の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員が北海道林業用種苗生産流通推進要綱で定める指定樹種のうち、トドマツ・アカエゾマツ・カラマツ・スギ・グイマツ雑種F₁（クリーンラーチを含む）の苗木を生産する過程において、気象災害(地震及び噴火を含む)を受けた場合の損失補償
- (2) 苗畑の苗木育成及び生産に関する調査
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1～2号の事業を実施する地区は、北海道の全域とする。

(業務方法書)

第5条 第4条(1)の実施については、別に定める業務方法書による。

2 業務方法書に定める事項は次のとおりとする。

- (1) 共済分担金の額の決定及び納入方法
- (2) 共済委員会
- (3) 災害補償金の額の確定並びに支払い
- (4) 共済責任準備金
- (5) その他共済業務

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の事業に賛同する、次の各号のいずれの要件も備えた者とする。

- ① 北海道山林種苗協同組合及びその構成員であること
- ② この法人の地区内に事業所を有すること

(2) 準会員 この法人の事業に賛同する、カラマツ幼苗生産組合員であること。その取り扱いにつ

いては別に定める準会員規約による。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申込み、その承認を受けなければならない。

2 死亡した会員の相続人で、会員たる資格を有する者の1名が、他の相続人の同意書を添えて、相続開始後30日以内に入会の申込みをしたときは、相続開始のときに会員になったものとみなす。
(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動の費用に充てるため、正会員及び準会員は、業務方法書に定める共済分担金を納入しなければならない。

2 共済分担金は、会員が退会するときにおいてもこれを還付しない。
(任意退会)

第9条 会員は、退会届けを事業年度末の90日前までに提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 正会員は前項の退会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の退社とする。
(除名)

第10条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、前2条の場合のほか次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失す。

- (1) 会員が死亡、又は解散したとき
- (2) 破産手続開始の決定を受けたとき
- (3) 総正会員が同意したとき

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第14条 総会は、通常総会として毎年度、事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 第1項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（招 集）

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（総会招集の通知）

第16条 総会を招集するには、総会の日前までに、会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、第20条及び第21条に掲げる事項を定めた場合には、総会の日前までに書面でその通知を発するものとする。

（議 長）

第17条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

（議決権）

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決 議）

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議決権の代理行使）

第20条 正会員は、他の正会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。この場合にお

いては、当該正会員又は代理人は、あらかじめ代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第 21 条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、この法人に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事長並びに総会において選任された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員等

(役員の設定)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8 名以上 10 名以内

(2) 監事 2 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を会長、1 名を副理事長、1 名を専務理事、1 名を常任理事とする。

3 前項の理事長、会長、専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(員外役員)

第 24 条 役員のうち、正会員又は正会員たる法人の役員でない者は、理事については 1 名が就任できる。監事については正会員又は正会員たる法人の役員でなければ就任することができない。

(役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長・会長・副理事長・専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 役員を選任方法は、この定款の定めによるほか別に定める役員選任規約による。

(役員制限)

第 26 条 理事のうちには、それぞれの理事について、次の各号で定める特別の関係のある者の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

① 当該理事の配偶者

② 当該理事の三親等以内の親族

③ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

④ 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者

⑤ 前3号に掲げる者と生計を一つにするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副理事長は理事長を補佐する。

4 理事長及び会長並びに専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第32条 この法人に、任意の機関として、顧問3名を置くことができる。

2 顧問は、種苗業務に専門的な知識や経験を有する者、若しくは学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の相談に応じるほか、理事会から諮問された事項について参考意見を述べることができる。

4 顧問の報酬は、無償とする。

(事務局の設置)

第 33 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び会計主任を置き、理事長が理事会の承認を得て任免する。

また、次の職員を置くことができ、理事長が任免する。

(1) 総務係 若干名

(2) 業務係 若干名

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第 34 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、会長、副理事長及び専務理事並びに常任理事の選定及び解職

(招集)

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事は、必要があると認めるときは、何時でも理事長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。

4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から 5 日以内に、正当な理由がないのに理事長が理事会の招集の手続きをしないときは、みずから理事会を招集することができる。

5 理事会の招集は、会日の 7 日前までに日時及び場所を各理事及び各監事に通知してするものとする。ただし、理事及び監事全員の同意があるときは、召集の手続きを省略することができる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議長及び議事録)

第 38 条 理事会において、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

3 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

2 前項の承認をうけた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(その他)

第47条 この定款に定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は岸紘治とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 第39条（事業年度）の規定にかかわらず、令和4年事業年度は令和4年4月1日から令和5年1月31日までの10ヶ月とする。
なお、本条項は、令和4年事業年度終了後、これを削除する。

- 5 この定款は、平成27年6月25日 一部改正
令和2年6月25日 一部改正
令和4年6月16日 一部改正
令和5年4月13日 一部改正